

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 教育政策課	
契約締結年月日	令和6年9月9日	
業 務 名	東中学校放送設備修繕	
業 務 の 概 要	放送設備修繕 一式	
契約金額(税込)	1,636,250円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	教育産業株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	放送設備が作動せず、校内放送ができない状態であり、直ちに復旧しなければ学校運営に支障を来すため、当該中学校において類似修繕等の受注実績があり、迅速かつ的確な対応が可能な上記の業者より見積りを徴収した。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育政策課です。